

省力化投資等支援事業補助金交付要領

(通則)

第1条 島根県中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）が交付する省力化投資等支援事業補助金（以下「間接補助金」という。）の交付については、島根県省力化投資等支援事業実施要領（令和7年4月1日中小第88号。以下「実施要領」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 本間接補助金は、深刻な人手不足により事業規模を縮小している中小企業者等に対して、省力化を図るための取組の経費の一部を補助することにより、中小企業の経営を支援することを目的とする。

(定義)

第3条 この要領における用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に掲げる者であって、原則として島根県内に主たる事業所又は工場を有する者をいう。
- (2) 「中小企業者等」とは、中小企業者、事業協同組合、企業組合、協業組合、商工組合及び特定非営利活動法人をいう。

(間接補助金の交付対象者)

第4条 本間接補助金の交付対象者は、次に掲げる要件の全てを満たす中小企業者等とする。

- (1) 県内に主たる事業所又は工場を有し、現に事業を営んでおり、主に営む事業が日本標準産業分類における次に掲げる業種以外のものであること。

ア 大分類A（農業、林業）

イ 大分類B（漁業）

ウ 大分類N（生活関連サービス業、娯楽業）のうち、小分類803（競輪・競馬等の競争場、競技団）、細分類8094（芸ぎ業（置屋、検番を除く。））及び細分類8096（娯楽に附帯するサービス業のうち、場外馬券場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業）

エ 大分類R（サービス業（他に分類されないもの））のうち、中分類93（政治・経済・文化団体）及び中分類94（宗教）

- (2) 次に掲げるみなし大企業でないこと。

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額をア～ウに該当する中小企業者が所有している中小企業者

オ ア～ウに該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

- (3) 人手不足の影響を受けており、次に掲げるすべての要件に該当するものであること
 - ア 前期の売上高又は直近1年間の売上高が、対前々年同期比又は対前年同期比で減少していること
 - イ 売上高を比較した期間における従業員数が、対前々年同期比又は前年同期比で5%以上減少していること（整理解雇などによる離職による減少は含まない）
 - ウ 求人活動を実施したが、充足に至っていないこと
- (4) 別紙「暴力団排除に関する誓約事項」のいずれにも該当しないこと
- (5) 島根県税の未納の徴収金がないこと

(交付の対象及び間接補助率)

第5条 中央会会長（以下「会長」という。）は、深刻な人手不足により影響を受けている者が省力化を目的として行う別表に掲げる内容（以下「間接補助事業」という。）を実施する場合において、間接補助事業を実施する者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、交付決定日以降に支払われる経費のうち会長が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内で間接補助金を交付する。ただし、同一事業において、国又は県の他の補助金等の交付を受けた中小企業者等者は、間接補助金交付の対象者としない。

- 2 間接補助金交付の対象となる経費（以下「間接補助対象経費」という。）、間接補助率、間接補助限度額及び間接補助期間等は、別表に定めるところによる。
- 3 間接補助金の交付は1回限りとし、過去に本間接補助金の交付を受けた者は以降の本間接補助金の交付対象としない。
- 4 公序良俗に問題のある事業又は公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条において規定する風俗営業など）。

(間接補助事業の採択基準)

第6条 間接補助事業は、次の各号に掲げる基準を総合的に勘案し、予算の範囲内で採択するものとする。

- (1) 次に掲げる要件をすべて満たす3か年の生産性向上計画を策定し、実施体制が整っていること
 - ア 労働生産性を年率平均1.5%以上増加させること。
 - イ 対前年で一人あたり賃金を年率平均2.3%以上増加していること。ただし、前年と前々年を比較し、一人あたり賃金を年率平均2.3%以上増加している場合を除く。
- (2) 間接補助事業の実施が確実である等事業内容の熟度が高いこと。
- (3) 間接補助事業の実施に当たり、経営・生産体制が整っていること。
- (4) 間接補助事業者が当該事業の実施にあたって、島根県内に事業所を有する中小企業者への発注に努めていることが認められること

(交付の申請)

第7条 間接補助金の交付を申請しようとする者は、会長が指定する期日までに、間接補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第8条 会長は、前条の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、県が間接補助金を交付すべきものと認めたときは、実施要領に基づき、会長は速やかに間接補助金の交付の決定をしなければならない。

2 会長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、実施要領に基づき、間接補助金の交付の申請に係る事項について修正を加えて間接補助金の交付の決定をすることができる。

3 会長は、第1項の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を間接補助金交付決定通知書（様式第2号）により交付の申請をした者に通知しなければならない。

(申請の取下げ)

第9条 間接補助金の交付の申請をした者は、前条第3項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る間接補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、その通知を受領した日から起算して10日以内に、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定により申請の取下げをしようとするときは、間接補助金交付申請取下げ届出書（様式第3号）を会長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る間接補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(決定内容の変更等)

第10条 間接補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ間接補助金変更承認申請書（様式第4号）を会長へ提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 間接補助対象経費の総額の20%を超える増減をしようとするとき。

(2) 間接補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 間接補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、間接補助目的をより効率的に達成するために必要と認められる変更

イ 間接補助目的及び事業効率に関係がない事業計画の細部の変更

(3) 間接補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき。

(4) 間接補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 会長は、前項の承認をする場合において、県が間接補助金の交付の目的を達成するために必要があると実施要領に基づき判断したときは、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

3 会長は、第1項の承認をしたときは、速やかにその承認の内容及びこれに付した条件を間接補助金交付決定変更承認通知書（様式第5号）により当該間接補助事業者に通知しなければならない。

(遂行状況の報告及び調査)

第11条 間接補助事業者は、会長から間接補助事業の遂行状況等についての報告の指示があった場合は、指定する期日までに間接補助金遂行状況報告書（様式第6号）を会長に提出しなければならない。

2 会長は、間接補助事業の遂行状況等について必要に応じて、間接補助事業者に対して調査を行うことができる。

(実績報告)

第 12 条 間接補助事業者は、間接補助事業が完了したとき若しくは間接補助事業を中止したときは、間接補助事業が完了した日（中止にあっては第 8 条第 1 項による承認を得た日）から起算して 15 日を経過する日までに、間接補助金実績報告書（様式第 7 号）に必要書類を添えて、会長に提出しなければならない。

2 間接補助事業者は、間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）があるときは、前項に定める実績報告書に間接補助金取得財産等管理台帳（様式第 8 号）を添えて提出しなければならない。

(間接補助金の額の確定等)

第 13 条 会長は、前条の実績報告書の提出があったときは、県の指示のもと報告書及び添付書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告内容が間接補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるか調査し、県が適合し間接補助金の額の確定をすべきものと認めたときは間接補助金の額を確定し、間接補助金の額の確定通知書（様式第 9 号）により当該間接補助事業者に通知する。

(間接補助金の支払)

第 14 条 間接補助金の支払は精算払とする。

2 間接補助事業者は、間接補助金の精算払を受けようとするときは、間接補助金精算払請求書（様式第 10 号）を会長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第 15 条 会長は、次の各号のいずれかに該当したときは、県の指示のもと当該間接補助事業に係る間接補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、第 1 号の場合は、既に経過した期間に係る部分については、取り消すことができない。

(1) 間接補助金の交付決定後の事情の変更により、間接補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなり、又はその遂行ができなくなったとき（間接補助事業者の責に帰すべき事情によるものを除く。）。

(2) 間接補助事業者が、当該間接補助金を他の用途へ使用したとき。

(3) 間接補助事業者が、間接補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(4) 間接補助事業者が、当該間接補助事業に関し、法令、この要領又はこれに基づく処分若しくは命令に違反したとき。

(5) 間接補助事業者が、間接補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき。

(6) 間接補助事業者が、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に違反したとき。

2 前項第 2 号から第 6 号までの規定は、間接補助事業について交付すべき間接補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(間接補助金の返還)

第 16 条 会長は、間接補助金の交付の決定を取り消した場合において、間接補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に間接補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

- 2 会長は、間接補助事業者に交付すべき間接補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える間接補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(加算金及び延滞金)

- 第17条 間接補助事業者は、前条第1項の規定により、間接補助金の返還を命ぜられたとき（第15条第1項第1号に該当して交付の決定が取り消されたことにより間接補助金の返還を命ぜられたときを除く。）は、その命令に係る間接補助金の受領の日から起算して納付の日までの日数に応じ、当該間接補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- 2 間接補助事業者は、間接補助金の返還を命ぜられ、これを納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から起算して納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
 - 3 会長は、前条2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(財産の管理等)

- 第18条 間接補助事業者は、間接補助事業が完了した後においても、取得財産等を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、間接補助金の交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。
- 2 会長は、間接補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると見込まれるときは、その収入の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

(財産の処分の制限)

- 第19条 間接補助事業者は、取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円を超える取得財産等（以下「処分制限財産」という。）を会長の承認を受けずに、間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け、取壊し、廃棄し、又は担保に供してはならない。
- 2 前項に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。
 - 3 間接補助事業者は、やむを得ない事由により処分制限財産を前項に定める期間内に処分しようとするときは、あらかじめ間接補助金取得財産等処分承認申請書（様式第11号）を会長へ提出し、その承認を受けなければならない。
 - 4 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(効果報告)

- 第20条 間接補助事業者は、間接補助事業が完了した会計年度の翌年度終了以後3年間、毎会計年度終了後60日以内に実施効果報告書（様式第12号）を、会長へ提出するものとする。

(間接補助金の経理)

- 第21条 間接補助事業者は、間接補助事業に係る収支の状況を記載した帳簿を作成するとともに、当該帳簿及び収支に関する証拠書類を間接補助事業終了後（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）

5年間保存しなければならない。

（間接補助事業等の公表）

第22条 会長は、間接補助事業及び間接補助事業者の名称並びに事業内容等について、間接補助事業者の利益に反しない範囲で、当該内容を公表することができる。

（暴力団排除に関する誓約）

第23条 間接補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について間接補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（雑則）

第24条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、間接補助金の交付の申請をするに当たって、また、間接補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表（第 5 条関係）

項目	内容	説明
要 件	①人手不足の影響を受け、事業を縮小していること	以下のすべての要件を満たすこと ア 前期の売上高又は直近 1 年間の売上高が、対前々年同期比又は対前年同期比で減少していること イ 売上高を比較した期間における従業員数が、対前々年同期比又は前年同期比で 5%以上減少していること（整理解雇などによる離職による減少は含まない） ウ 求人活動を実施したが、充足に至っていないこと
	②省力化に資する設備等の更新、機器等の導入、現場改善等であること	労働生産性を年率平均 1.5%、一人当たり賃金額を年率 2.3%向上する 3 か年の省力化計画を作成すること ※一人当たり賃金額については、前年と前々年を比較し、一人あたり賃金を年率平均 2.3%以上増加している場合を除く。
間接補助対象者	交付要領第 4 条に掲げる中小企業者等（みなし大企業を除く） ※中小企業者等とは、中小企業者、事業協同組合、企業組合、協業組合、商工組合、特定非営利活動法人をいう。	
間接補助対象経費	省力化に資するすべて又はいずれかの事業であること ア 設備等の更新、機器等の導入であること。 イ 現場改善等のための助言を専門家から受けるものであること。 ※消費税等仕入控除税額を除く	
間接補助率	1 / 3 以内	
間接補助限度額	設備投資等：上限 1, 5 0 0 千円 下限 2 0 0 千円 （千円未満切捨て） 専門家助言：上限 2 0 0 千円（千円未満切捨て）	
間接補助期間	交付決定の日から、最長で令和 8 年 1 月 30 日まで。	